

公益財団法人松阪市勤労者サービスセンター共済事業規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公益財団法人松阪市勤労者サービスセンター（以下、「この法人」という。）定款第4条第4号に規定する共済事業について、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規則は、この法人の会員（会員及び会費に関する規則第7条第2項に規定する会員を除く。以下、この規則において同じ。）またはその遺族に適用する。

(対象)

第3条 会員等は、この法人の会員の資格を有する期間中に発生した別表1に掲げる事由について請求をする権利を有する。

(在会年数)

第4条 会員の在会年数は、当該会員がその資格を取得した日の属する当該月の初日から起算するものとする。

2 会員がその資格を失った場合において、その会員が他の事業所に就職し会員資格を取得したときは、当該会員の在会年数を通算することができる。

(種類及び金額)

第5条 種類及び金額は別表1のとおりとする。

(契約)

第6条 第5条の規定のうち、死亡弔慰金、傷病休業見舞金、住宅災害見舞金の全額または一部については、一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会（東京都渋谷区代々木2-11-17 以下、「全労済協会」という。）を引受団体とする自治体提携慶弔共済保険を契約して実施するものとし、この法人または会員が当該保険の被保険者となり、保険金等の各支払条件等については、当該保険の普通保険約款及び特約条項の定めによる。

(請求)

第7条 会員等が支払いを受けようとするときは、所定の請求書により理事長に請求しなければならない。

2 前項の請求書には、別表2に掲げる書類を添付しなければならない。

3 入学祝金、20歳祝金、還暦祝金、永年在会記念品については、事務局から共済事項の発生を通知するため、前2項の規定にかかわらず、会員は請求書及び添付書類の提出を要しない。

(請求期限)

第8条 請求は、共済事由が発生した日から3年以内に行わなければならない。

(決定及び支払い)

第9条 支払いの決定は、理事長及び全労済協会が請求書及び添付書類を精査し行う。

2 前項の決定後は、速やかに請求人が請求書に指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払うものとする。

(死亡弔慰金受取の順位)

第10条 会員の死亡にかかる死亡弔慰金を受け取る順位は、次の各号に掲げる順とする。

(1) 配偶者（届出をしないが会員の死亡当時事実上の婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 会員の死亡の当時、その収入によって生計を維持していた会員の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 会員の死亡の当時、その収入によって生計を維持していた配偶者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(4) 第2号に該当しない会員の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(5) 第3号に該当しない配偶者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
(保険料)

第11条 保険料の額は、会員1人当たり月額80円とし、全労済協会の行う自治体提携慶弔共済保険へ月毎に支払う。

(支払いの制限)

第12条 理事長は会員が会費納入の義務を履行しないときは、全部または一部を支払わないことができる。

(虚偽等による返還)

第13条 支払いの後、虚偽、その他の不正行為により支払いを受けたことが明らかになった者に対しては、理事長は支払った額を返還させるものとする。

(委任)

第14条 この規則及び自治体提携慶弔共済保険の普通保険約款及び特約条項に定めるもののほか、共済事業の実施について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、この法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 財団法人松阪市勤労者サービスセンターの会員（財団法人松阪市勤労者サービスセンター業務方法書第8条第2項に規定する会員を除く。次項において同じ。）は、在会期間中に発生した共済事由について、この規則の適用を受ける。
- 3 この法人の設立の登記の日の前日までに財団法人松阪市勤労者サービスセンターの会員となった者で、この法人の設立の登記の日に継続してこの法人の会員である者の在会期間は、当該会員が財団法人松阪市勤労者サービスセンターの会員資格を取得した日の属する月の初日から起算する。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日以前に確定した共済事由については、改正前の共済事業規則の規定による。

附 則

- 1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 事由発生日が令和7年3月31日以前の場合は、改正前の共済事業規則の規定による。

別表 1 (第 5 条関係)

共済金の種類と金額

共 済 事 由			共 済 金 額	
			全労済分	センター分
祝 金	結婚祝金（会員の法律上の結婚）		0 円	20,000 円
	出生祝金（会員若しくは配偶者の出産）		0 円	20,000 円
	入学祝金（会員の子の小学校入学及び中学校入学）		0 円	7,000 円
	20 歳祝金（会員の満年齢 20 歳）		0 円	7,000 円
	還暦祝金（会員の満年齢 60 歳）		0 円	7,000 円
	銀婚祝金（会員の法律上の結婚 25 年）		0 円	10,000 円
	珊瑚婚祝金（会員の法律上の結婚 35 年）		0 円	10,000 円
傷 病 休 業 見 舞 金	会員の 14 日以上 30 日未満の休業		5,000 円	5,000 円
	会員の 30 日以上 60 日未満の休業		10,000 円	5,000 円
	会員の 60 日以上 90 日未満の休業		15,000 円	5,000 円
	会員の 90 日以上 120 日未満の休業		20,000 円	5,000 円
	会員の 120 日以上の休業		25,000 円	5,000 円
障 が い 保 険 金	疾病による重度障がい	(70 歳以下)	100,000 円	0 円
		(71 歳以上)	50,000 円	0 円
	不慮の事故による後遺障がい（1 級～14 級）		6,000 円～150,000 円	0 円
	交通事故による後遺障がい（1 級～14 級）		10,000 円～250,000 円	0 円
死 亡 弔 慰 金	会 員	疾病死亡 (70 歳以下)	100,000 円	0 円
		(71 歳以上)	50,000 円	0 円
	員	疾病以外による死亡 (70 歳以下)	0 円	100,000 円
		(71 歳以上)	0 円	50,000 円
	不慮の事故による死亡		150,000 円	0 円
	交通事故による死亡		250,000 円	0 円
	配偶者（含内縁関係）		20,000 円	10,000 円
	子（会員の子及びその配偶者）		35,000 円	15,000 円
	父母（会員及び配偶者の実父母、養父母、継父母）		5,000 円	5,000 円
住 宅 災 害 見 舞 金	火 災 等	建築・家財の損害程度 50%以上	100,000 円	0 円
		〃 30%以上 50%未満	70,000 円	0 円
		〃 20%以上 30%未満	50,000 円	0 円
		〃 20%未満	20,000 円	0 円
	自然災害	全壊・流失	30,000 円	0 円
		半壊	15,000 円	0 円
		一部損壊	5,000 円	0 円
		床上浸水	6,000 円	0 円
	同居親族の死亡		20,000 円	0 円
永 年 在 会 記 念 品	会員資格を取得してから （共済金額、相当の品）	5 年以上	0 円	7,000 円
		10 年以上	0 円	7,000 円
		15 年以上	0 円	7,000 円
		20 年以上	0 円	7,000 円
		25 年以上	0 円	7,000 円
		30 年以上	0 円	7,000 円
		35 年以上	0 円	7,000 円
		40 年以上	0 円	7,000 円
		45 年以上	0 円	7,000 円

別表 2 (第 7 条第 2 項関係)

共済事由別添付書類

共 済 事 由			添 付 書 類	
祝 金	結婚祝金		戸籍謄本又は婚姻届受理証明書の写し	
	出生祝金		出生届又は母子手帳の写し	
	入学祝金		不要	
	20歳祝金		不要	
	還暦祝金		不要	
	銀婚祝金		戸籍謄本の写し	
	珊瑚婚祝金		戸籍謄本の写し	
傷病休業見舞金			労働基準監督署に提出する休業補償給付支給請求書の写し又は健康保険等の傷病手当金給付申請書の写し	
障 が い 保 険 金	疾病による重度障がい		医師の後遺障がい診断書などの写し（労災診断書、自賠責診断書、他保険・他共済所定診断書など）	
	不慮の事故による後遺障がい		不慮の事故であることが確認できるもの及び医師の後遺症診断書などの写し（労災診断書、自賠責診断書、他保険・他共済所定診断書など）	
	交通事故による後遺障がい		交通事故証明書及び医師の後遺症診断書などの写し（労災診断書、自賠責診断書、他保険・他共済所定診断書など）	
死 亡 弔 慰 金	会 員	疾病死亡、疾病以外による死亡	医師の死亡診断書又は死体検案書の写し 対象者と保険受取人の関係がわかるものの写し ・ 保険受取人が配偶者の場合 会員死亡時の戸籍全部事項証明書 ・ 保険受取人が配偶者以外の場合 会員死亡時の戸籍全部事項証明書 会員と保険受取人の関係を証明できるもの ・ 同意書兼委任状	
		不慮の事故による死亡	不慮の事故であることが確認できるものの写し及び医師の死亡診断書又は死体検案書の写し 対象者と保険受取人の関係がわかるものの写し ・ 保険受取人が配偶者の場合 会員死亡時の戸籍全部事項証明書 ・ 保険受取人が配偶者以外の場合 会員死亡時の戸籍全部事項証明書 会員と保険受取人の関係を証明できるもの ・ 同意書兼委任状	
		交通事故による死亡	交通事故証明書の写し及び医師の死亡診断書又は死体検案書の写し 対象者と保険受取人の関係がわかるものの写し ・ 保険受取人が配偶者の場合 会員死亡時の戸籍全部事項証明書 ・ 保険受取人が配偶者以外の場合 会員死亡時の戸籍全部事項証明書 会員と保険受取人の関係を証明できるもの ・ 同意書兼委任状	
		配偶者		死亡事項登載の戸籍謄本の写し
		子		死亡事項登載の戸籍謄本の写し
		父母		死亡事項登載の戸籍謄本の写し
	住宅災害見舞金			関係官署の罹災証明書及び修理業者による見積書などの写し
住宅災害による同居親族の死亡			医師の死亡診断書、死体検案書等の写し	
永年在会記念品			不要	